

要 旨

本論文は、独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）における修復工程と処置方法に関し、業務実績報告書や既往研究を軸に、保存と利用の両観点から見た洗浄・水性脱酸性化処理について再考し、今後必要な措置を提案するものである。

館では、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年 7 月 1 日法律第 66 号）第 15 条に基づき、特定歴史公文書等を永久保存する責務を負っていることから、「特定歴史公文書等の修復計画」（平成 27 年 5 月 27 日館長決定、平成 30 年改正。以下「修復計画」という。）を踏まえ、修復に取り組んでいる。

その中で、閲覧や写しの交付など、利用時に伴う修復依頼を受け、定めた期限内に閲覧可能な状態にまで処置を施しているが、館で過去に実施した調査研究結果に示されている通り、特に行政文書等には酸性劣化が進行した簿冊が多く、これらの簿冊は、取扱いが困難で、利用審査や閲覧、複写等に支障をきたすため、修復を依頼されてきた。

しかしながら修復計画では、「特定歴史公文書等の劣化状況等に係る調査研究業務報告書」（平成 26 年 2 月）で示されたマトリクス図の内、破損強に該当する特定歴史公文書等を対象として計画的修復を実施しているため、劣化中や劣化強に該当する利用時修復の処置については、今後検討する必要性が明確になった。

酸性劣化した資料に対して脱酸性化処理を施すことは、原本の媒体である紙自体の劣化抑制に有効な手段であることから、館では非水性脱酸性化処理に関して試行し、実施した経緯がある。これを踏まえ、他の手段である洗浄や水性脱酸性化処理についても活用できる方法の 1 つであるとの想定の下、国内外における実施例を取り上げながら、館での実施に適した洗浄・水性脱酸性化処理の方法や修復工程等を多角的に探った。

その結果、当館のリーフキャストリング・マニュアルに記載された水酸化カルシウム水溶液は、館での使用実績がある上、他機関での使用例があることから、個々の修復対象資料の状態を確認しつつ、実施例のある浸漬法だけでなく、サクシオンテーブルや、ブロッティング等の複数の方法による処理が可能であるとの結論に至った。今後建設される新たな国立公文書館で、求められる修復機能を考慮に入れ、館所蔵の酸性劣化資料に対する適切な修復の在り方を再検討し、今後取り組むべき事柄と方向性を一案として例示することは、保存と利用の両観点から重要なことである。